



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》遺言書のすすめ

相続が起こったら、遺された家族は深く悲しみに暮れます。そのような状況の中で、遺された家族が遺産分割で争うような事態となってしまうと、それは更に悲しい出来事です。故人もそのようなことを望むわけありません。

自分の財産をどのようにしたいか、それを明確にし、争続の火種を残さないことが、遺された家族に対しての思いやりであり、大切な責任とも言えるかもしれません。それは節税対策よりもっと大切なことであるとも考えられます。

ではそのために何をしておくべきかと考えると、まずは遺言書を作り、自分の意思を明確にしておくことが大切です。

1. 遺言書を作成すると・・・

遺言書を作成しておくこと、以下のようなことが考えられます（主なものを列挙します。）。

- ・相続人同士の争いを抑えることができる。
⇒これは一番大切なことです。
 - ・相続人間で遺産分割につき、話し合う必要がない。
⇒悲しみの状況下で、遺産分割手続を行うのはとても大変な作業です。
 - ・相続人以外のお世話になった人に財産を残すことができる。
⇒遺言書がなければ、想いはかないません。
 - ・遺言書により遺産の内容がある程度把握することができる。
⇒遺言書がなければ財産状況の把握するところから始まり、それは遺族にとっては大きな負担となります。
- この他にも作成しておいて良い点はありますが、作成して損になるようなことは少ないと考えます。

2. 遺言書の種類

遺言書は、形式を整えて作成することで法的な効力を有する公的文書です。

遺言書にはどのような種類のものがあり、それぞれどのような特徴があるか、簡単にご紹介したいと思います。

（1）自筆証書遺言

遺言者本人が作成し、保管する。

<メリット>

- ・いつ、どこでも作成可能

- ・費用がほとんどかからない

- ・遺言内容を変更可能

- ・遺言内容を秘密に出来る

<デメリット>

- ・法的書式に不備があると無効になる可能性がある

- ・相続の際、家裁による検認手続が必要となる

（2）公正証書遺言

公証役場で2人以上の証人の立会のもと、遺言内容を口述し、公証人が作成する。原本は公証役場が保管する。

<メリット>

- ・書式不備の恐れが低い

- ・紛失、変造の恐れがない

- ・家裁の検認手続が不要

<デメリット>

- ・証人が立ち会うため、内容を秘密にできない

- ・費用、手間がかかる

（3）秘密証書遺言

作成した遺言書を、公証役場で公証人及び2人以上の証人に確認してもらい、封をする。そして、遺言者本人が保管する。

<メリット>

- ・遺言内容を秘密に出来る

- ・遺言書内容を明確に出来る

<デメリット>

- ・法的書式に不備があると無効になる可能性がある

- ・費用、手間がかかる

- ・紛失の恐れがある

- ・相続の際、家裁による検認手続が必要となる

それぞれに特徴はありますが、費用負担があるものの、法的な不備なく確実に残すことが可能な公正証書遺言がお勧めです。

3. まとめ

遺言書を作成することは、今一度人生を振り返り、遺された家族に想いを巡らす良い機会になると思います。「自分の子供たちに限って争うなんて・・・」と考えてしまうかもしれませんが、遺された家族がずっと仲の良い関係でいるために出来ることから準備をすすめていきましょう。

（担当：山田慶）